

(諮問第110号)

令和6年6月21日付け6渋谷グ収第54号で行った公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する個人情報の保護及び情報公開審査会の答申

5 1 当審査会の結論

渋谷区が出資しているシブヤスタートアップス株式会社（以下「本件会社」という。）の株主名簿及び取締役会議事録（取締役会開催日時及び参加者の部分のみ）について、不存在を理由として非公開とした決定は妥当である。

10 2 審査請求及び審査の経緯

（1）令和6年6月13日（以下「本件請求日」という。）、本件の審査請求人（以下「請求人」という。）は、渋谷区情報公開条例（以下「条例」という。）5条に基づき、条例の実施機関である渋谷区長（以下、条例の実施機関である場合には「実施機関」といい、それ以外の場合は「区長」という。）に対し、以下の文書（以下、次の①②の文書を併せて「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件情報公開請求」という。）を行った。

15

① 渋谷区が出資している本件会社の株主名簿

② 同社の取締役会議事録（取締役会開催日時及び参加者の部分のみ）

20

（2）同年6月21日、実施機関は、請求された文書は実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないためとの理由で、非公開の決定（以下「本件非公開決定」という。）を行った。

（3）同年6月27日、請求人は、区長に対し、不存在を理由に本件請求文書を非公開としたことに不服があるとして次のように主張し、本件非公開決定を取り消し、本件請求文書を公開することを求めて審査請求を行った。

25

ア 開示請求にも記載したとおり、条例には、第三セクターの出資金割合による情報開示可否を定めておらず、条例6条の非公開情報に該当しないため、

当該公文書を公開しなければならない。

5 区で書類を保管していない場合は、株主である区は、区民への説明責任として、会社法121条に基づき作成されている株主名簿について、会社法125条2項に基づく株主名簿の閲覧又は謄写の請求、会社法371条1項に基づいて作成されている取締役会議事録について会社法371条2項に基づく取締役会議事録の閲覧又は謄写の請求（その日時及び参加者部分のみ）を行使して入手しなければいけない。

したがって、請求に応じられない理由「請求された文書は実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため」は、的外れで理由にならない。

10 イ 本件請求文書は、次の理由により区民に公開されるべきである。

(ア) 株主名簿について

15 a 会社法125条2項によれば、株主及び債権者は、理由を明らかにすることで、株式名簿を閲覧することができ、同条3項各号に該当する場合を除き、株式会社は、これを拒むことはできないとされている。請求人による情報公開請求の理由は同条3項各号に該当しない。

20 b 株式会社において、株主は株式持分に応じてできることが定められている（会社法833条ほか）ところ、渋谷区が出資している第三セクターの他の出資者及び株式持分が公表されなければ、会社の解散や合併、資本金の減少といった重要な決議事項のコントロール権を他の出資者が保有し、「渋谷グローバル・スタートアップ育成機関設立事業の実施について」（令和4年12月8日起案同月21日決裁）において「目標・効果」のうち⑥ないし⑨として約束された区民への利益が実現する前に、当該他の出資者の判断で会社解散がなされるリスクがある。

25 c 出資者及び各社の株式持分比率が区民に公開されなければ、いつの間にか出資株主に反社会的勢力企業やその舎弟企業が入り、支配されるリスクがある。そのため渋谷区は、積極的に渋谷区以外の出資者及び各社の株式

持分比率を区民に対して公開しなければならない。

(イ) 取締役会議事録について

5 a 取締役会議事録は、営業上の重要な情報が記録されるためみだりに公表できない内容を含むことがあるが、本件情報公開請求において公開が求められているのは、取締役会開催日時及び参加者の部分のみである。

b 渋谷区が当該出資会社へのガバナンスを適切に行えているかどうかは、取締役会が適切に開催され、渋谷区の本件会社兼業取締役2名が参加しているかどうかで確かめることができる。

10 c また、当該取締役2名が、地方公務員法35条が定める職務に専念する義務を遵守した上で適切に兼業業務を行っていることを証明する必要がある。

ウ 以上により、渋谷区が出資している第三セクター「シブヤスタートアップ株式会社」の株主名簿及び取締役会議事録の公開は認められる。

15 (4) 同年8月20日、区長は、請求人に対し、次の内容の弁明書（以下「本件弁明書」という。）を送付するとともに、反論がある場合は同年9月26日までに反論書を提出するよう通知した。

ア 実施機関において、本件情報公開請求を受けた際に確認を行ったところ、本件請求文書に該当する文書は存在せず、また、本件請求文書を取得するために本件会社に対して依頼した等の事実もない。

20 イ 請求人は、審査請求書において、実施機関は本件請求文書を本件会社に請求し、取得した上で区民に公開すべきであるとして、その理由を縷々述べるが、条例は情報公開請求の対象となる公文書について、請求時点において管理している公文書を対象とするものである（条例2条2号）から、それを取
25 得して公開すべきであるとする請求人の主張は失当である。また、請求人の主張は、請求された文書が実施機関において存在することの根拠となり得るものでもなく、理由がないことは明らかである。

ウ 以上のとおり、本件非公開決定に違法又は不当な点はない。

(5) 同年9月5日、請求人は、次の内容の反論書を提出した。

ア 実施機関は、条例2条2号を理由に、本件情報公開請求を受けた時点では請求された文書を取得しておらず、当該文書が存在していないから公開する必要が無いと主張するが、条例2条2号は、公文書の定義を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」と定めているだけであり、必ずしも「情報公開請求を受けた時点で存在している公文書」と厳密には定めていない。

10 また、条例2条3号は、実施機関の責務として、「公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない。」と定めており、「公文書の公開を求める権利が十分に尊重される」ことを基準にすれば、次のとおり渋谷区は本件請求文書を取得して公開すべきである。

イ 株主名簿は、渋谷区が出資し、追加出資も行っており明らかに割合の変動がある第三セクターの他の株主や渋谷区の保有する株式割合を確かめるために、そもそも渋谷区が当然に取得してあるべき文書である。

(ア) 出資比率が分からなければ、例えば、出資割合に応じた監査等について定める地方自治法199条7項のほか252条の37、252条の42、221条、243条の3の定めを遵守することができない。

20 (イ) 「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日総務省自治財政局長)においても、地方公共団体の第三セクター等への関与として経営状況等の把握、監査、評価や、議会への説明と住民への情報公開、経営責任の明確化と徹底した効率化等、公的支援(財政支援)の考えのほか、第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化が求められている。

25 (ウ) したがって、財務状況判断に欠かせない出資割合の確認には、株主名簿が必要である。

ウ また、取締役会議事録は、渋谷区職員が副業として取締役参加している以上、渋谷区ガバナンスの確認として、取締役会開催日時及び参加者の部分の確認も欠かせないため、本来取得されているべき文書である。

5 エ 上記イ（イ）「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」では、「地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営書指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的リスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要

10 である。」とあり、請求された文書は、本来は渋谷区が取得をしているべき情報の一部である。

オ したがって、請求された文書は、地方自治法及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」において本来取得されてあるべき文書であり、また、住民への情報公開が要請されている情報の一部であるから、条例2条3号「公文書の公開を求める権利の十分な尊重」を鑑みるに、公開の請求があれば実施機関は速やかにこれを取得し、公開しなければならない。

15

なお、本来、渋谷区から区民に説明されているべき情報を公開しないことは、渋谷区が上記イ（イ）「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」における「分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。」を履行しない姿勢の証明である。

20

(6) 同年9月24日、区長は、条例11条の規定に基づき諮問を行い、同年10月8日、当審査会は、諮問文の伝達を受けた（諮問第110号）。

(7) 令和7年9月22日以降、当審査会において本諮問案件について審査が行われた。

25 (8) 同年12月15日、実施機関からの意見聴取が行われた。

3 当審査会の判断

(1) 審査請求の理由について

請求人は、審査請求書において、株主の株主名簿閲覧謄写請求権（会社法125条2項）及び取締役会設置会社における株主の取締役会議事録の謄写閲覧請求権（会社法371条2項）を挙げ、実施機関が公開請求に応じられない理由として記載した「請求された文書は実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため」は、本件請求文書を公開しない理由とならないと主張し、また、本件会社が第三セクターであるという点から、その株主名簿及び取締役会議事録（ただし取締役会開催日時及び参加者の部分のみ）は区民に公開されるべきであると主張する。

さらに請求人は、反論書において、本件請求文書が「本来取得されているべき文書」である理由を列記した上で、条例2条2号は、必ずしも「情報公開請求を受けた時点で存在している公文書」と厳密には定めておらず、公文書の公開を求める権利の十分な尊重という観点から、渋谷区は請求された文書を取得した上で公開すべきであると主張する。

しかし、条例は5条で区民等を実施機関に対して公文書の公開を請求する権利を規定しているところ、その公文書については条例2条2号において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定され、条例で公開請求の対象となるのは、公開請求時に実施機関が現に保有している文書等のみであることは明らかである。

そこで、以下本件請求文書につき、実施機関が行った不存在を理由とする非公開決定が妥当であるか否か検討する。

(2) 株主名簿について

実施機関は本件請求日において本件会社の株主名簿を保有していなかったと

主張するので、当審査会は実施機関からの意見聴取を行い、実施機関に対し株主名簿を保有していなかった理由の説明を求めた。

5 そうしたところ、実施機関からは、渋谷区と〇〇株式会社、□□株式会社及び△△株式会社（以下「本件3社」という。）は本件会社を設立するに当たって、設立時の渋谷区と本件3社の各出資額及び設立後の渋谷区と本件3社のみによる各追加出資額の予定を定めたことから、実施機関としては、本件請求日を含む上記事前に予定された期間については、上記出資及び追加出資が予定どおり
10 されていることを確認することによって、本件会社の株主及び各株主の保有株数・株式割合を把握することができたため、株主名簿を請求せず保有していなかったとの説明がなされた。

以上の説明を受け、当審査会において検討した結果、実施機関の説明には不自然な点が認められず、また、実施機関において当時株主名簿を秘匿しておくべき理由も特に見当たらず、その他、当時本件会社の株主名簿を保有していたことを窺わせる事情は見当たらなかった。

15 (3) 取締役会議事録について

実施機関は本件請求日において本件会社の取締役会議事録を保有していなかったと主張するので、当審査会は実施機関からの意見聴取を行い、実施機関に対し取締役会議事録を保有していなかった理由の説明を求めた。

20 そうしたところ、実施機関からは、前記のとおり渋谷区と本件3社は本件会社を設立するに当たって、渋谷区と本件3社のみによる各追加出資額の予定を定めた期間の事業の計画も定めたことから、本件請求日を含む上記事前に事業の計画が定められた期間については、実施機関としては、定められた予定どおりに本件会社の事業が進捗しているかを本件会社取締役である区の職員から適宜部内で情報共有することによって、出資者としての事業進捗確認を行うこと
25 ができるため、取締役会議事録を請求せず保有していなかったとの説明がなされた。

以上の説明を受け、当審査会において検討した結果、実施機関の説明には不自然な点が認められず、また、実施機関において当時取締役会議事録を秘匿しておくべき理由も特に見当たらず、その他、当時本件会社の取締役会議事録を保有していたことを窺わせる事情は見当たらなかった。

5 (4) 上記のとおり、本件請求文書について保有していなかったとの実施機関の説明は、不自然であるとまではいえず、また、実施機関において当時本件請求文書を秘匿しておくべき理由も特に見当たらず、その他、本件情報公開請求の時点で本件請求文書が存在していたことを窺わせる事情もないため、本件請求文書について不存在を理由とする非公開決定は妥当である。

10 以上により、当審査会は、本件審査請求について「1 当審査会の結論」のとおり判断する。

令和8年4月6日

15

渋谷区個人情報の保護及び情報公開審査会

石川 健治 (会長)

府川 繭子

松居 智子

松村 雅生

20

若江 健雄